

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県館林市苗木町2548番地

氏 名 株式会社鵠商

代表取締役 鵠崎隆広

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 3年 6月17日

許可の有効期限 令和10年 6月16日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭がれき類（以上14種類）

※②については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑭については、石綿含有産業廃棄物を含む。

収集、運搬（積替え保管）

①汚泥、②廃酸、③廃アルカリ、④廃プラスチック類、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上6種類）

※④については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付け

様式第七号の二（第十条の二関係）

るものを除く。）を含む。

※⑥については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

（汚泥、廃酸及び廃アルカリについては、廃電池類（乾電池（一次電池）、蓄電池（二次電池））に限る。廃プラスチック類及び金属くずについては、廃電池類（乾電池（一次電池）、蓄電池（二次電池））及び廃電球類（蛍光管、電球、水銀封入物）に限る。ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては、廃電球類（蛍光管、電球、水銀封入物）に限る。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

(1) ア 積替え又は保管施設の設置場所

館林市近藤町字雲雀415番1、邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀3318番1

イ 産業廃棄物の種類

汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

ウ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の保管能力

保管面積 5.17㎡ 保管容量 3.059m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成	3年	6月	1日	新規許可
平成	4年	4月	9日	変更許可
平成	9年	4月	9日	更新許可
平成	11年	9月	10日	変更許可
平成	14年	4月	9日	更新許可
平成	19年	4月	9日	更新許可
平成	24年	4月	9日	更新許可
平成	26年	6月	17日	更新許可
令和	3年	6月	17日	更新許可
令和	3年	12月	3日	変更許可

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無